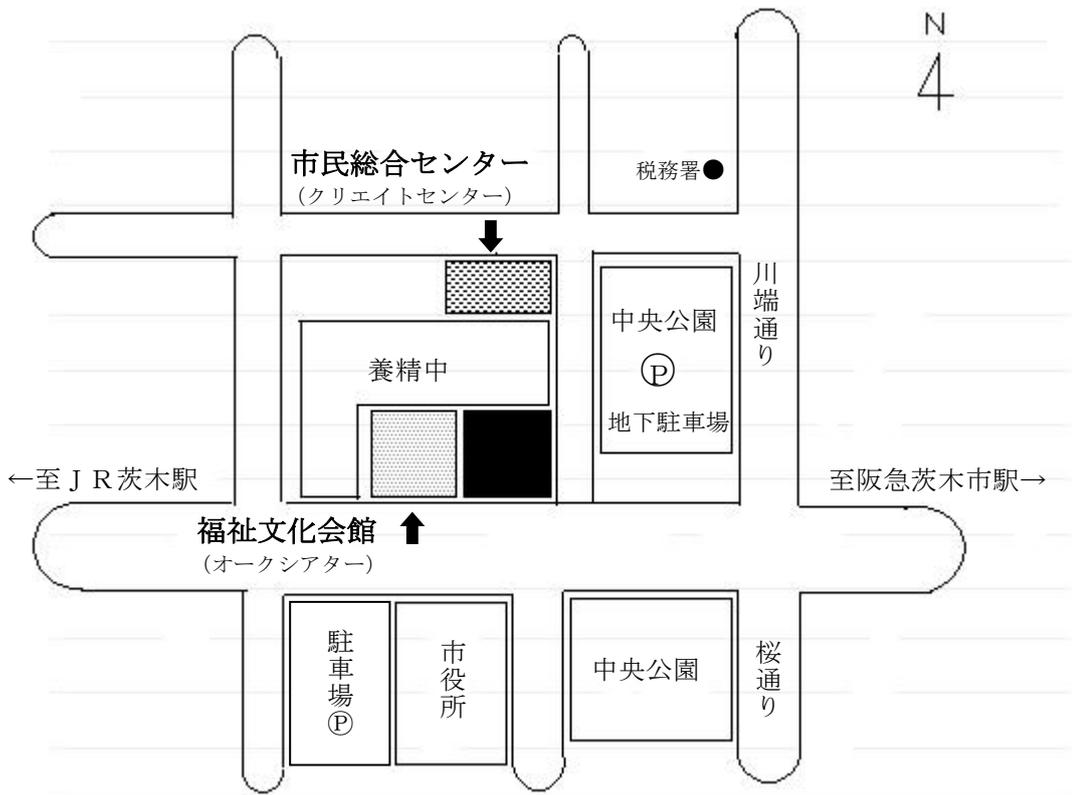


令和元年 10 月 7 日～

ご利用案内



- 茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）

〒567-0888 茨木市駅前四丁目 6 番 16 号

（問合せ） TEL 072(624)1726

FAX 072(625)3036

- 茨木市福祉文化会館（オークシアター）

〒567-0888 茨木市駅前四丁目 7 番 55 号

（問合せ） TEL 072(623)3962

FAX 072(625)5423

※施設の空き情報は茨木市文化振興財団のホームページからご覧いただけます。

H.P <http://www.ibabun.jp/>

指定管理者 公益財団法人茨木市文化振興財団

TEL 072(624)1726

利用料金表と施設概要

◆市民総合センター

施設区分		料金等区分	利用料金						施設の概要		
			午前 9時から 正午 まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後 6時から 午後10時まで	午前 9時から 午後 5時まで	午後 1時から 午後10時まで	午前 9時から 午後10時まで	階別	広さ㎡	収容人員
ホール	センター ホール	平日	18,900	25,110	25,110	44,010	50,220	69,120	1階	744.77	固定席426席 車いす3席
		土・日 休日	21,000	27,900	27,900	48,900	55,800	76,800			
	多目的ホール	7,600	10,150	10,150	17,750	20,300	27,900	2階	228.98	165席(電動席)	
会議 室 等	201 号室	1,050	1,300	1,300	2,350	2,600	3,650	2階	52.56	20	
	202 号室	1,300	1,800	1,800	3,100	3,600	4,900	2階	70.40	28	
	203 号室	1,300	1,800	1,800	3,100	3,600	4,900	2階	70.40	28	
	和 室	2,400	3,250	3,250	5,650	6,500	8,900	1階	8・8・10畳	42	
	生活実習室	2,200	2,900	2,900	5,100	5,800	8,000	2階	86.01	24	
	工芸創作室	2,200	2,900	2,900	5,100	5,800	8,000	3階	86.01	36	
	控 室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	地下1階	31.59	10	
	第 1 楽 屋	500	700	700	1,200	1,400	1,900	地下1階	27.20	6	
	第 2 楽 屋	500	700	700	1,200	1,400	1,900	地下1階	27.20	6	
	託 児 室	—	—	—	—	—	—	2階	78.88	30	
更衣・シャワー室	—	—	—	—	—	—	2階	54.52	—		
センター 労働 室	302 号室	1,450	1,900	1,900	3,350	3,800	5,250	3階	75.13	45	
	303 号室	1,550	1,950	1,950	3,500	3,900	5,450	3階	78.29	45	
	304 号室	2,050	2,650	2,650	4,700	5,300	7,350	3階	105.59	24	
センター 消費 生活	204 号室	1,350	1,800	1,800	3,150	3,600	4,950	2階	62.30	45	

※その他、喫茶・食堂、教育センター、消費生活センター、市民活動センター、ギャラリー、授乳室等があります。

【備考】

- 1 高校生以下の者が構成される団体が使用するときの利用料金は、通常料金の半額となります。(ただし、高校生以下の者が主体となる活動・営利を目的としない活動に限ります。)
- 2 市外居住者(法人等にあつてはその所在地が市外であるもの)が使用するときには、利用料金に10割の額を加算します。
- 3 使用者が入場料等を徴収されるときは、利用料金に次の割合で算出した額を加算します。
 なお、同一目的で他のホールや会議室等を複数の日、時間帯も含めてご利用になるときは、その利用料金にも同率の割合で算出した額を加算します。
 - (1) 入場料その他これに類するものの金額が500円以上2,000円未満のとき… 5割
 - (2) 入場料その他これに類するものの金額が2,000円以上のとき… 10割

◆福祉文化会館

料金等 区分 施設区分		利用料金						施設の概要		
		午前 9時から 正 午 まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後 6時から 午後10時まで	午前 9時から 午後 5時まで	午後 1時から 午後10時まで	午前 9時から 午後10時まで	階別	広さ㎡	収容人員
文化 ホール	平日	10,350	13,810	13,810	24,160	27,630	37,980	5階	409.5	固定席345席 車いす2席
	土・日・休日	11,500	15,350	15,350	26,850	30,700	42,200			
会 議 室 等	101号室	1,350	1,800	1,800	3,150	3,600	4,950	1階	71.4	36
	201号室	1,350	1,800	1,800	3,150	3,600	4,950	2階	71.4	20
	202号室	2,200	2,900	2,900	5,100	5,800	8,000	2階	115.6	73
	203号室	1,600	2,150	2,150	3,750	4,300	5,900	2階	85.6	36
	和 室	1,000	1,250	1,250	2,250	2,500	3,500	2階	16畳	20
	301号室	1,350	1,800	1,800	3,150	3,600	4,950	3階	71.4	20
	302号室	4,450	5,900	5,900	10,350	11,800	16,250	3階	233.2	130
	303号室	3,100	4,150	4,150	7,250	8,300	11,400	3階	146.1	81
	楽 屋	1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200	4階	60.7	—

※その他、会館事務室、水道部事務室、社会福祉協議会事務室、ボランティアセンター、ギャラリー、売店等があります。

- 4 使用時間の終了時間を超過し、又は開始時間を早めて使用するときは、1時間当たりの利用料金の額を加算します。この場合、30分以上は1時間とみなします。
- 5 特別に電気その他を使用するときは、実費をいただきます。
- 6 午後10時から翌日の午前9時までの間に搬入搬出等を行うときは、利用料金に規定の額を加算します。この場合、30分以上は1時間とみなします。
- 7 (1) センターホールの利用料金は、楽屋（第1楽屋・第2楽屋）の利用料金を含みます。
(2) 文化ホールの利用料金は、楽屋の利用料金を含みます。
- 8 センターホール、文化ホールを練習等の目的で使用するときの利用料金は、通常料金の3割となります。（楽屋の利用料金は含みません。）
- 9 センターホールを使用するときは、浴室を使用することができます。
- 10 多目的ホールの電動席を使用するときは、利用料金に3割の額を加算します。
- 11 多目的ホールを使用するときは、更衣・シャワー室を使用することができます。
- 12 市民総合センターの和室の一部を使用するときは、通常料金の半額となります。

使用の申込

使用時間 午前9時から午後10時
午前・午後・夜間・昼間・昼夜間
・全日の各使用時間により使用していただけます。

休館日 12月29日から翌年1月3日まで
ただし、設備保守点検にて臨時に休館することがあります。

申込受付 2館合同で受付が出来ます。
市民総合センター事務室
福祉文化会館事務室
受付時間
午前9時から午後5時まで

窓口申込 (1)センターホール・文化ホール
使用日の1年前の月の初日から
使用日前15日(ネットは23日)まで
(2)多目的ホール
使用日の6か月前の月の初日から
(ネットは3日前まで)
(3)会議室等
使用日の3か月前の月の初日から
(ネットは3日前まで)
毎月1日(1月は4日)は、インターネット申込の抽選日となっておりますので、上記(1)から(3)に該当する月の初日から2日(1月は5日)まで受付できません。

インターネット申込 茨木市文化振興財団施設予約システムに登録されますと、ご自宅のインターネット接続パソコンで、市民総合センター・福祉文化会館のホールや会議室等の予約、空き照会、抽選申込が行えます。
センター・文化ホールは、1年と1か月前の20日から月末まで、多目的ホールは、7か月前の20日から月末まで、会議室等は、4か月前の20日から月末までに、申込むことができ、毎月1日(1月は4日)にコンピュータ抽選を行い、利用者を決定します。
毎月3日(1月は6日)以降に、抽選結果を確認し、当選であれば10日までの利用者確定期間内に、確定の手続きが必要です。

申込回数 連続使用は、5日までです。

内容の変更 使用申込後、許可内容に変更が生じた場合は、あらかじめ「使用変更許可申請書」により許可を受けてください。ただし、会議室関係(多目的ホールを含む)は使用日の3日前までに、ホール関係は20日前までに変更手続きをすませてください。
また、変更は1回限りです。

使用の取消 使用申込後、使用者のご都合で使用を取り消される場合は、すみやかに「使用許可申請書」を持参のうえ、取消手続きをすませてください。

※台風等、不可抗力による取消はご相談ください。

使用許可の制限

- 次の場合は、使用の許可はできません。
- (1) 公の秩序等を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設又は附帯設備をき損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 暴力団の利益になるとき。
 - (4) センター・会館の管理上支障があると認めるとき。
 - (5) その他、使用許可が適当でないと認めるとき。

使用許可の取消

- 次の場合は、許可を取消させていただきます。
- (1) 使用の目的に違反したとき。
 - (2) 公の秩序等を害したとき。
 - (3) 災害や事故でセンター・会館を使用できなくなったとき。
 - (4) 管理上支障があるとき。
 - (5) センター・会館の条例や規則に違反したとき。
 - (6) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
 - (7) 使用の権利を譲渡したり、転貸したとき。
 - (8) その他、許可取消が必要と認めるとき。

使用上のお願い

●使用時間の厳守

許可された使用時間には、準備から後片付けまでを含みます。

●守っていただくこと

- (1) 避難誘導員を配置するなど、入場者の安全を確保すること。
- (2) 会館等内外の秩序維持のため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (3) 許可を受けずに物品の展示・販売広告類の掲示・配布をしないこと。
- (4) 館内等での張り紙、くぎ打ちをしないこと。
- (5) 施設を破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (6) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) 消防法上の制約があるので、定員を厳守すること。

●引渡し

施設・附帯設備等は、使用終了後ただちに元の状態に戻し、事務室へ連絡してください。

●損害賠償

使用に際し、施設・附帯設備等を損傷、紛失したときは、使用者の負担でその損害を弁償していただきます。

附帯設備利用料金表

(市民総合センター)

種別	品名	単位	金額(円)	使用できる施設			備考
				センターホール	多目的ホール	会議室	
舞 台 設 備	平台	1式	1,500	○	○		人件費は別途(センターホール)
	所作台	1式	5,000	○			人件費は別途
	毛せん	1式	450	○			
	地がすり	1式	450	○			
	上敷	1巻	150	○	○	○	
	金屏風(大)	1双	1,500	○			
	金屏風(小)	1双	750	○	○	△	
	指揮者台	1台	150	○			指揮譜面台を含む
	音響反射板	1式	3,000	○			
	花台	1台	300	○	○	○	
	演台	1台	450	○	○	○	
	グランドピアノ(カワイ)	1台	2,700	○			調律料は別途
	リノリウム	1式	3,000	○	○		人件費は別途
	大黒幕	1枚	1,200	○			
音 響 設 備	マイクロホン	1本	750	○	○	△	
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,000	○			
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,500	○	○	△	
	エレベーターマイクロホン	1式	1,500	○			エレベーター装置を含む
	三点吊装置	1式	1,500	○			
	テープレコーダー	1台	1,000	○	○	△	
	CD・MDプレーヤー	1台	1,000	○	○	△	
	カラオケ装置	1式	1,000			304	
	エフェクター	1台	1,000	○			
	移動型スピーカー(大)	1式	2,000	○			左右各1台
	移動型スピーカー(小)	1台	1,000	○			
	移動型ミキサー	1台	2,500	○			
	デジタルレコーダー	1台	2,000	○			
映 写 設 備	16ミリ、35ミリ映写機	1台	3,000	○			スクリーンを含む
	スライド映写機	1台	2,200	○	○	○	スクリーンを含む
	スクリーン	1式	750	○	○	△	
	VHS・DVDプレーヤー	1台	1,000	○	○	△	
	プロジェクター	1台	1,000		○	○	スクリーンを含む
	プロジェクター(ホール用)	1台	3,600	○			スクリーンを含む
照 明 設 備	ボーダーライト	1列	750	○	○		
	フロントサイドスポットライト	1組	750	○			
	サスペンションライト	1台	300	○			
	ピンスポットライト	1台	750	○			
	シーリングスポットライト	1組	1,500	○			
	アッパー水平ライト	1列	1,050	○			
	ローア水平ライト	1列	750	○			
	フットライト	1列	750	○			
	ベビースポットライト	1台	300	○			
	トーマンタースポットライト	1組	1,000	○			
	天井反射板ライト	1式	2,000	○			
	ミラーボール	1台	450	○			
	エフェクトマシン	1台	300	○			プレートは別途
	エフェクトマシン用プレート	1枚	150	○			
	波マシン	1台	600	○			
	オーロラマシン	1台	500	○			
	ストロボ	1台	500	○			
サイドスポットライト	1台	500	○				
そ の 他	陶芸用電気窯	1台	3,500				工芸創作室
	展示パネル	1枚	200	○	○	○	

※ △印は使用できない会議室もあります。

センターホール						
器具名	(ア) セット		(イ) セット		(ウ) セット	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
ボーダーライト	1列	3,000円	1列	7,350円	1列	11,400円
フロントサイドスポットライト	1組		2組		3組	
シーリングスポットライト	1組		1組		2組	
アッパー水平ライト	—		1列		1列	
ローア水平ライト	—		1列		1列	
サスペンションライト	—		6台		12台	

備考

- 本表の各料金は、午前9時から正午までを「午前」とし、午後1時から午後5時までを「午後」とし、午後6時から午後10時までを「夜間」とし、それぞれ1回とした料金とします。ただし、陶芸用電気窯については、焼成完了ごとを1回とします。
- 使用時間を超過し、又は早めて使用するときの利用料金は、1時間につき当該利用料金の3割の額を加算します。ただし、この場合30分以上は、1時間とみなします。
- 高校生以下の者で構成される団体をご利用になる附帯設備の使用料金は、半額になります。
- ご利用になる附帯設備は、あらかじめ打合せで申し出があったものに限ります。当日の追加申込は、お受け出来ないことがあります。

附帯設備利用料金表

(福祉文化会館)

種別	品名	単位	金額(円)	使用できる施設		備考
				文化ホール	会議室	
舞台設備	平台	1式	1,500	○	302	人件費は別途
	所作台	1式	5,000	○		人件費は別途
	リノリウム	1式	3,000	○		人件費は別途
	松羽目	1台	1,500	○		
	指揮者台	1台	150	○		指揮譜面台を含む
	音響反射板	1式	3,000	○		
	地がすり	1式	450	○		
	毛せん	1式	450	○		
	上敷	1巻	150	○	○	
	演台	1台	450	○	302・303	
	花台	1台	300	○	302・303	
	グランドピアノ(ヤマハ)	1台	2,250	○		調律料は別途
	グランドピアノ(ヤマハ)	1台	2,250		302	調律料は別途、平台を含む
	金屏風(大)	1双	1,500	○	302・303	
	金屏風(小)	1双	750	○	○	
音響設備	マイクロホン	1本	750	○	302・303	
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,000	○		
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,500	○	302・303	
	エレベーターマイクロホン	1式	1,500	○		エレベーター装置を含む
	三点吊装置	1式	1,500	○		
	テープレコーダー	1台	1,000	○	302・303	
	CD・MDプレーヤー	1台	1,000	○	○	
	ポータブルアンプスピーカー	1台	2,000		○	
映写設備	16ミリ映写機	1台	3,000	○		スクリーンを含む
	スクリーン	1式	750	○	○	
	スライド映写機	1台	2,200	○		スクリーンを含む
	ビデオセット	1台	1,000		○	和室を除く
	プロジェクター	1台	1,000		○	スクリーンを含む
	プロジェクター(ホール用)	1台	3,600	○		スクリーンを含む
	DVDプレーヤー	1台	1,000	○	○	
照明設備	ボーダーライト	1列	750	○		
	フロントサイドスポットライト	1組	750	○	302	人件費は別途
	サスペンションライト	1台	300	○		
	ベビースポットライト	1台	300	○		
	ピンスポットライト	1台	750	○		
	シーリングスポットライト	1組	1,500	○		
	アッパー水平ライト	1列	1,050	○		
	ローア水平ライト	1列	750	○		
	フットライト	1列	750	○		
	エフェクトマシン	1台	300	○		プレートは別途
	エフェクトマシン用プレート	1枚	150	○		
	サイドスポットライト	1台	500	○		
	オーロラマシン	1台	500	○		
ミラーボール	1台	450	○			

文化ホール						
器具名	(イ) セット		(ロ) セット		(ハ) セット	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
ボーダーライト	1列	3,000円	1列	10,050円	1列	13,800円
フロントサイドスポットライト	1組		2組			
シーリングスポットライト	1組		1組			
サスペンションライト	—		15組			
アッパー水平ライト	—		1列			
ローア水平ライト	—		1列			

備考

- 1 本表の各料金は、午前9時から正午までを「午前」とし、午後1時から午後5時までを「午後」とし、午後6時から午後10時までを「夜間」とし、それぞれ1回とした料金とします。
- 2 使用時間を超過し、又は早めて使用するときの利用料金は、1時間につき当該利用料金の3割の額を加算します。
ただし、この場合30分以上は、1時間とみなします。
- 3 高校生以下の者で構成される団体をご利用になる附帯設備の使用料金は、半額になります。
- 4 ご利用になる附帯設備は、あらかじめ打合せで申し出があったものに限り、当日の追加申込は、お受け出来ないことがあります。